中川事務所新聞

発行所 行政書士中川事務所 兵庫県姫路市

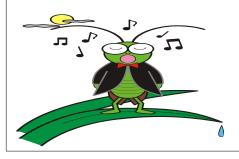
HEN

【倒産防止共済の改正】

今月1日から新制度がスター トします。取引先が倒産した場 合、掛金の10倍まで資金の貸 付を受けることができる主な柱 はそのままに、以下の点が改正 されました。

- ・取引先の倒産事由に私的整理 (弁護士からの通知等) が追加
- ・掛金総額が800万円まで拡 大、これにより貸付限度額も8、 000万円(10倍)まで拡大

大変効率の良い資金準備になり ます。



【新しい求職者支援制度】

これまで緊急人材育成支援事 業として実施されていた制度が 恒久化されます。内容は、雇用 保険を受給できない人に対し、

- ①無料の職業訓練
- ②給付金(生活費)の支給 が行われます。

セーフティネットとして必要 な制度かもしれませんが、原資 となる雇用保険料を支払ってい る事業者の立場としては、その 掛金は損金に算入可能なので、運用を厳しく監視したいもので す。

【設備貸与制度】

国や都道府県が企業に代わっ て設備を取得し、その設備を企 業に貸し付ける制度です。ポイ ントは以下のとおり。

- ①無担保:無保証
- ②長期固定金利

③最高1億円(兵庫県の場合) までの設備導入が可能

④返済後に所有権が移転する割 賦制度と、期間を定めて賃借す るリース制度がある

融資、一般のリースに加えて 第3の設備投資資金調達の方法 といえるでしょう。

【10月の事務予定】

- ·10月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- · 全国労働衛牛週間
- 秋祭り



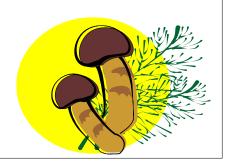
知ってお得!?法律雑学

Q. 自動車運転中、信号待ち をしているときは携帯電話を 使っても違反にならないので すか?

A. 道路交通法71条5の5に は、「・・・当該自動車が停止 しているときを除き・・・」と 定義されていることから、罰 則の対象になるのは走行中の 携帯電話使用ということにな

ります。従って、信号待ちや 一時停止中は罰則の対象には なりませんが、少しでも動く とアウトです。なお、「停止」 の考え方には諸説あるようで、 信号待ちはアウトという意見 もあるようですが、少なくと も沖縄県警のホームページに は明確にセーフと書かれてい ます。

いずれにしても車と携帯電 話の組み合わせは、周囲には 非常に迷惑なので、使用自粛 を心がけたいものです。



経営談義

【国債と金利】

巷では国債が暴落するなど ということが喧伝されていま すが、事業者にとって何か関 係があるのでしょうか?

国債とは国の借金の証書のようなもので常に発行されています。借金なので当然金利が付きます。例えば額面1万円、表面利率2%なら1年間に200円の利息が付いてきます。

国が国債を発行すると、誰かがこれを引き受けなければなりません。引き受けた人は1万円を払って国債証券を手



に入れ、毎年利息を貰いなが ら満期には証券を返却して元 金を返してもらいます。

今仮に国債の発行が多くなり過ぎて引き受け手がいなします。モノと同じで買い手が少なくなると値段が下がります。額面が1万円のまま実際の値段が例えば8千円に下がると、利息の200円はそのままなので、実質的な金利は2.5%(200円÷8千円します。つまり、こと同じ意味になります。

国債の金利は、金融の世界 ではすべての基準になります。 国債の金利が上がれば預貯金 の金利も上がり、同じように 借金の金利も上がります。多 くの中小企業では、預貯金よ り借金のほうが多いので、金 利の上昇は支払利息の増加を 通じて利益の減少に直結しま す。

実際にはこれらの他にも様々な要因が絡み合うのでこれほど単純な図式ではありませんが、根本的には上記の仕組みは変わりません。今後のニュース等に気をつけるとともに、打てる対策が無いわけではないので、早めに打っておきましょう。





参加しようと思います。参加しよう、気軽に静かに年の私は無役なので、年の私は無役なので、中心に行われます。今中心に行われます。今中心に行われます。今年の私は無役なので、

かなか動けません。
大男の台風では、実事のフロントガラスは破壊されるし、事務は保険で直った。事は保険で直ったが、深刻な問題です。は破壊されるし、事務は破壊されるし、事務がネックになっては、学事のフロントガラス



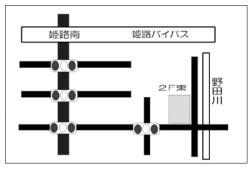
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは?

- ・予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計(経営に役立つ会計)
- ・マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043 姫路市飾磨区上野田2-1 田中ビル2階 TEL 079-243-1231 FAX 079-243-1233 nakagawa@assist-Itd.co.jp